

に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができるものとすること。

（第十五条第一項関係）

（二）厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、（一）の申出があつた場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができるものとすること。（第十五条第二項関係）

二 派遣中の労働者の特定最低賃金

派遣中の労働者については、その派遣先の事業と同種の事業又はその派遣先の事業の事業場で使用される同種の労働者の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額を当該派遣中の労働者に適用される最低賃金額とするものとすること。（第十

八条関係）

第四 労働協約に基づく地域的最低賃金の廃止

最低賃金の決定方式について、労働協約に基づく地域的最低賃金を廃止するものとすること。（現行

第十一条から第十三条まで、第十五条及び第十八条関係）

## 第五 その他

### 一 最低賃金審議会の委員の任期

最低賃金審議会の委員の任期を二年とするものとすること。（第二十三条第二項関係）

### 二 監督機関に対する申告

(一) 労働者は、事業場に最低賃金法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事

実を監督機関に申告して、是正のため適当な措置をとるように求めることができるものとすること。

（第三十四条第一項関係）

(二) 使用者は、(一)の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしては

ならないものとすること。（第三十四条第二項関係）

### 三 船員に関する特例

船員に関する特例について所要の整備を行うものとすること。（第三十五条から第三十七条まで関係）

#### 四 罰則

(一) 労働者に対し、地域別最低賃金において定める最低賃金額を支払わなかつた使用者は、五十万円以下の罰金に処するものとすること。 (第四十条関係)

(二) 特定最低賃金については、最低賃金法の罰則の適用はないものとすること。

(三) その他罰則について所要の整備を行うものとすること。

#### 五 その他

その他所要の整備を行うものとすること。

#### 第六 附則

##### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。 (附則第一条関係)

##### 二 経過措置等

(一) この法律の施行の際現に効力を有する労働協約に基づく地域的最低賃金は、この法律の施行後二年

間は、なおその効力を有するものとすること。（附則第三条関係）

(二) この法律の施行の際現に効力を有する一定の事業又は職業について決定された最低賃金は、第三の一による特定最低賃金とみなすものとすること。（附則第五条第一項関係）

(三) (一)及び(二)のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとすること。  
(四) 関係法律について所要の改正を行うものとすること。